第114回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年3月17日(水)10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

(Web会議システムを利用)

- 3 出席者
 - 会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
 - 委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
 - 同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
 - 同 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
 - 同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
 - 同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン総務局CSR推進部部長
 - 同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表
 - 同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授

/教養教育センター長

- 同 納米 惠美子 全国女性会館協議会代表理事
- 同 原 健一 特定非営利活動法人DV対策・予防センター九州 理事長
- 同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議事
- (1) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップについて
- (2) DV対策の今後の在り方について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 報告書案について
- 資料2 性犯罪・性暴力対策の強化の方針FUについて
- 資料3 内閣府資料
- 資料4 警察庁資料
- 資料 5 法務省資料

資料 6 文部科学省資料

資料7 厚生労働省資料

参考資料 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

(議事録)

○小西会長 皆様、おはようございます。

ただ今から、第114回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

11時45分過ぎに丸川大臣が御到着される予定とのことですので、御到着されましたら、会の締めくくりの御挨拶をいただきたいと思います。

本日の議事ですが、前半は、昨年6月に決定しました「性犯罪・性暴力対策の強化の方針のフォローアップ」に関して、関係省庁からヒアリングを行いたいと思います。

後半は、「DV対策の今後の在り方」について、ここまで議論してきた報告書に関して案を取りまとめたいと思います。

カメラ撮影はここまででお願いします。

それでは、事務局から資料確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1でございますけれども、DV対策の今後の在り方についての報告書案となってございます。

それから、資料2が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の現時点でのフォローアップ の状況をまとめた資料になってございます。

資料3が内閣府から、資料4が警察庁から、資料5が法務省から、資料6が文部科学省から、資料7が厚生労働省からの配付資料でございます。

参考資料としまして、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の概要と実施の工程を含めました本文について配付させていただいております。

不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。 以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日は関係省庁の皆様にもお越しいただいておりますが、「性犯罪・性暴力対策の強化 の方針」のフォローアップについて、関係省庁からヒアリングをしたいと思っています。

それでは、早速ヒアリングに移ります。

まずは、内閣府からお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、まず、内閣府から、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップに関しまして、現在の取組について資料 2 と資料 3 を用いて御説明させていただきます。

内閣府は、性犯罪・性暴力対策としまして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する施策が主なものとなっています。

まず、資料2の3ページ目ですが、被害者が、ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化としまして、通し番号12になりますけれども、「(1)ワンストップ支援センターの周知の徹底」としまして、昨年10月、全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」の運用を開始、その周知を図るための広報カードの作成等を行ったところでございます。

資料 301 ページ目に「#8891 (はやくワンストップ)」の資料を添付させていただいております。

また、昨年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」では、ポスター、リーフレット、 啓発カードやシールを作成し、ワンストップ支援センターを含む支援機関の周知を図った ところでございます。その関係の資料が、資料3の4ページとなりますが、運動期間中に 行いました主な取組を掲載したものとなっております。

次の通し番号13でございますが、「(2)多様な相談方法の提供」のうち、SNS相談としまして、昨年10月から「キュアタイム」の試行実施を開始したところでございます。令和3年度におきましても、今年度の第3次補正予算を活用いたしまして、実施に向けた検討を進めているところでございます。資料3の1ページ目にキュアタイムの資料を掲載させていただいております。

また、通し番号14になりますけれども、多様な相談者への対応としまして、ワンストップ支援センターが行いますメール・SNS相談、オンライン面談などについて、交付金を活用して支援することとしております。

4ページ目に移りまして、通し番号15です。「(3)24時間・365日対応の推進」としまして、交付金によりワンストップ支援センターの24時間365日対応を含むセンターの運営の安定化や被害者支援機能の強化に関する取組を支援することとしております。また、夜間休日対応のコールセンターを令和3年度内に設置することとしております。

通し番号16でございますが、「(4)ワンストップ支援センターの増設の検討等」としまして、今年度の第3次補正予算を活用し、ワンストップ支援センター等の支援拠点の増設にかかる都道府県の取組を支援することとしております。

5ページ目になりますが、ワンストップ支援センターにおける支援の充実としまして、まず、通し番号17の「(1)病院など地域における関係機関との連携強化」としまして、病院等の地域における関係機関の連携強化に関する都道府県の好事例を今後共有することとしております。

次に、通し番号18、「(2)職員の研修の充実」としまして、オンライン研修教材の作

成を今年度行ったところでございます。

同じく、5ページ目の中長期的な支援体制としまして、通し番号20になりますが、ワンストップ支援センター強化検討会議を立ち上げました。

6ページ目、被害者の医療負担の軽減としまして、まず、通し番号22の行ですが、県外被害の取扱いにつきましては、昨年12月に都道府県外居住者に対する急性期医療費支援に関する対応について、支援の対象として対応いただきたい旨の通知を各都道府県に行いました。

通し番号23の行でございますが、看護者へのケアの医療費負担につきましては、令和3年度において交付金により支援することとしております。

通し番号24になりますが、被害当事者負担の更なる軽減につきましては、被害者の負担 軽減に関する都道府県の取組を交付金により支援することとしております。

同じく6ページ目、多様な被害者支援の充実としまして、通し番号25になりますが、ワンストップ支援センターにおける障害者、男性等の支援の状況について、調査・分析をする経費を令和3年度予算に計上し、調査を行うこととしております。

7ページ目になります。子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進については、通し番号31でございますが、文部科学省と共同で調査研究事業を行っておりまして、発達段階に応じた教材案、教職員向けの指導の手引き案を今年度内に作成することとしております。詳細は、文部科学省からも御説明があるかと思いますけれども、資料3の3ページ目に調査研究事業の概要をつけてございます。

次に9ページ目、社会全体への啓発としましては、通し番号38になりますが、昨年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」とともに、本年4月から「若年層の性暴力被害予防月間」としまして、広報、啓発活動を実施することとしております。この関係では、資料3の5ページ目に月間の目的や実施事項について、6ページ目にポスターの図柄、7ページ目にはリーフレットに記載する相談窓口の資料をつけてございます。

最後に10ページ目、強化の方針の着実な実行としまして、通し番号41になりますが、都道府県を含む関係者への周知、それから、通し番号42、「男女間における暴力に関する調査」につきまして、今年度に行いました調査結果をこの3月に公表することとしております。

内閣府からの説明は以上でございます。

- ○小西会長 ありがとうございました。続いて、警察庁からお願いいたします。
- ○警察庁 警察庁でございます。

それでは、御説明させていただきます。

資料といたしましては、資料4を御覧ください。

本日は警察庁の取組のうち、大きく2点を御説明させていただきます。

資料4の1枚目を御覧ください。

被害申告の関係でございます。警察におきましては、被害の届出に対しましては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除きまして、即時受理することとしております。警察庁では性犯罪捜査に従事する警察官への研修等の機会を通じまして、この被害届の即時受理を徹底するよう、指導、教養をしておりまして、令和3年度予算においてはこうした研修の実施に要する経費を計上いたしまして、研修の拡充を図っております。また、警察庁の職員が各都道府県のワンストップ支援センターを訪問いたしまして、警察の対応等に関する意見交換を行うことにより、連携の強化や実態の把握にも努めているところでございます。

続きまして、資料の2枚目を御覧ください。

相談窓口の関係でございます。第3次犯罪被害者等基本計画におきまして、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上、相談しやすい環境の整備等が掲げられたことを踏まえまして、警察庁では平成29年度から新規の予算措置を行いまして、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」を導入し、無料で24時間対応を行っております。この「#8103」につきましては、国民へのさらなる周知を図るため、ポスター、インターネット広告塔の活用や政府広報と連携した取組を進めているほか、令和3年度予算においても必要経費を計上するなど、広報啓発の推進に努めているところでございます。引き続き「#8103」の適切な運用に努めることにより、性犯罪被害者がより相談しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

警察庁からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、法務省からお願いいたします。

○法務省 法務省刑事局でございます。

法務省からの報告として、まず、「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討状況の 概要について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

この法務省説明資料は、全部で6点の資料から成っており、これを用いて御説明いたします。

法務省では、現在、性犯罪に関する法改正の要否・当否について幅広く意見を伺って論 点を抽出・整理し、議論を行うため、検討会を開催しております。

まず、資料5の1ページ目、資料1は、検討会の委員の構成でございます。

また、資料2は、これまでの開催状況の概要をまとめたものでございまして、令和2年6月からこれまでに13回の会合を開催し、各論点について3巡目の議論が続いているところでございます。

次に、4ページ以降ですけれども、資料3は、検討会で検討している論点を記載したものでございます。刑事の実体法、つまり、罰則に関する論点と、手続法に関する論点のそれぞれについて、多岐にわたる議論が行われております。

それから、資料の7ページから70ページまで、かなり大部でございますが、資料4として意見要旨集をつけております。これは検討会で表明された各委員の方々の意見を項目ごとに分類・整理したものでございまして、検討会では、意見要旨集を用いて議論が行われております。

時間の関係上、主立った論点の概要のみを御説明いたします。

まず、12ページ以降でございます。「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方」については、性暴力の本質は同意がないことにあるから、構成要件上被害者の不同意を要件とすべきであるといった意見が述べられている一方で、被害者の内心を認定する判断材料となり得る行為態様、被害者の不同意を根拠付ける状況・状態などを要件とすることが必要であるといった意見も述べられております。

続いて、21ページ以降でございます。「地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方」については、若年者や障害者といった脆弱な方々を保護するために何らかの法的手当てが必要であるということについては概ね認識が共有されております。その上で、それ以外の者に対する行為について、どのような行為を処罰すべきであるかも含めて、様々な意見や検討課題が述べられております。

続いて、32ページ以降ですけれども、「いわゆる性交同意年齢の在り方」でございます。 現行法で13歳とされている年齢を引き上げるべきかについて議論が行われており、義務教育が終わっている16歳程度とすべきであるといった意見が述べられている一方で、刑事責任年齢が14歳とされていることとの関係で、仮にその年齢を16歳とした場合には、14歳や15歳の者が同年代同士で性行為を行った場合に、両当事者がいずれも処罰対象となるため、何らかの法的手当てが必要となるといった意見が述べられております。

続いて、47ページ以降でございます。「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定の在り方」については、配偶者などの関係にある者の間でも強制性交等罪などが成立することを明示する規定を設けるべきかが論点になっています。この論点については、一般社会のみならず、司法関係者の間にも、配偶者や内縁など親しい関係にある者同士の行為には同意があるはずであるというバイアスがあり、そのような関係でも犯罪が成立することが法律に明示されていないことが被害の届出がなされないことや起訴がなされないことに影響しているといった意見が述べられておりまして、具体的な規定の在り方を含めて議論がなされています。

刑事法検討会に関する御報告は以上です。

次に、被害者の事情聴取の在り方に関する取組状況について御報告します。

71ページの資料5を御覧ください。

検察当局においては、これまで、児童を被害者等とする事案において、警察や児童相談所と連携して、代表者聴取の取組を行ってきたところでございます。この点に関しては、被害者団体をはじめとする皆様方から、このような代表者聴取の対象を障害がある性犯罪被害者にも拡大するなど、事情聴取の在り方について供述の特性や心情等に配慮してほし

いといった御指摘もいただいてきました。このような御指摘等も踏まえ、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」においては、令和2年度から3年度を目途として、障害がある性犯罪被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例の把握・情報提供など、より一層適切なものとなるような取組を検討することとされました。

これを受けて、今般、検察当局においては、本年4月1日から、まずは全国の部制庁、 東京や大阪などの部が置かれた庁を部制庁と呼んでおりますが、この部制庁である地方検 察庁において、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件のうち、事件の 内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮して、相当と認められる事件につき、警察 と連携して、その負担軽減及び信用性確保の観点から、代表者聴取を行う取組の試行を開 始することとなりました。検察当局においては、部制庁における試行状況等を踏まえ、試 行対象を全庁に拡大することを検討していくものと承知しております。

引き続き、法務省の秘書課から、資料5の72ページを基に、性犯罪者に対する再犯防止 策の更なる充実について、簡潔に御説明申し上げます。

まず、強化方針では、性犯罪者の再犯防止に関する施策として、性犯罪者に実施しているプログラムの更なる拡充、あるいは出所者情報の把握、GPS機器の活用など新たな再犯防止施策の検討といった点が掲げられているところでございます。

このうち、法務省の矯正施設や保護観察所で実施している処遇プログラムの在り方につきましては、資料の1番に記載のとおり、当省において「性犯罪者処遇プログラム検討会」という有識者会議を設けてこちらで御検討いただき、昨年10月、検討会の報告書が取りまとめられました。この報告書では、現行のプログラムにつきましては、基本的には効果があるという評価をしつつも、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導を実施する必要性や、痴漢や小児に対する性加害を行った者などに対し、より一層その特性に応じた指導を実施する必要性などの御指摘を頂戴したところでございます。これらを踏まえて、プログラムの更なる拡充に向けた具体的な検討を実施しているところでございます。

次に、刑事手続が終わった後は、性犯罪を犯した者に対する支援は地域社会に委ねられることとなりますので、今回のフォローアップでは、併せて地方公共団体における取組を 御報告させていただいております。

資料の2番に記載のとおり、大阪府では当省の地域再犯防止推進モデル事業も活用して、地方自治体として性犯罪者に対する心理カウンセリングを提供するなどの取組を行っていただいております。当省としては、今後、大阪府の好事例を他の地方自治体にも周知、共有していく予定でございますけれども、現状では人材やノウハウの不足もあって、同様の取組を行うことはなかなか難しいという地方からの声もいただいているところでございます。そのため、地域において性犯罪者に対するカウンセリングや処遇プログラムの提供を行うといった取組を広げていくためには、こうしたプログラム等を提供できる人材、ノウハウを育成していくことが課題であると考えておりまして、引き続きこの点も含めた検討

を行ってまいりたいと考えております。 法務省からは以上でございます。

- ○小西会長 ありがとうございました。続いて、文部科学省からお願いいたします。
- ○文部科学省 文部科学省は資料6でございます。

文部科学省からは、性犯罪予防のための教育とわいせつを行った教員への対策という 2 点について主に御説明したいと思います。

まず、資料6の1枚目ですけれども、横に来年度予算案事業とございます。子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業ということでございます。左上に現状・課題がございますけれども、性犯罪被害の事例などが増えているというところで、対処が求められているということと、その背景には女性の人権を軽視する傾向があるというような指摘もございます。そのために、その下の矢印にありますけれども、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実、そして、その背景にある性差別意識の解消を図ることが重要と考えております。

その右の必要性というところでございます。こちらは昨年6月の強化の方針の中の記載でございますけれども、工夫した分かりやすい教材、年齢に応じた適切な啓発資料などを作成して、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じ、段階的に教育の現場に取り入れるようにするということが記載されております。先ほど内閣府からも少し触れられましたけれども、今年度、内閣府と共同して性犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないための教育に資する教材、教員のための手引きを今作成しているところでございます。

一番下に事業概要がございます。今、作成中でございますけれども、教材を活用して、全国各地で展開してもらいたいと考えておりますので、指導モデルや具体的な展開例といったものも収集し、それを横展開することで広げたいと考えております。委託事業につきましては、幾つかの小・中・高で実証的な事業を行いたいと考えております。左側が生命の安全教育、右側はその背景となる性差別意識の解消を図るための教材等の作成といった事業も考えているところでございます。

続きまして、わいせつな行為を行った教員への厳正な対応の部分でございます。

資料は、今御覧いただいている6-2という部分で数ページございます。

まず、1ページ目を御覧いただきますと、全国の教員の懲戒処分の状況等を毎年きちんと調査して、その結果を公表し、それに基づいて必要な対策を打っていくというものがあります。現状において、これは2か年分抽出しておりますけれども、毎年の懲戒処分等の状況については、一定の数が上がってきている中で、特に、懲戒処分の欄の中でも色々な種類がありますが、免職の部分を見ていただきますと、大体200人以上というのが最近の状況でございます。このうち、様々な事由があるわけですが、とりわけ、わいせつ行為等によるものが一定の多くの割合を占めているという状況でございます。

1ページ目の下のシートを見ていただきますと、手前どもの基本的な考え方としては、

〇の1つ目にもありますとおり、子供を守り育てる立場にある教師が、児童生徒に対して わいせつな行為を行うことはあってはならないと。こういうことをした教員が二度と教壇 に立てないようにするにはどうするかということが基本姿勢にございます。

対応の方向性としては、その下の箱にもありますとおり、大きく3つに分けておりますけれども、まず(1)として実際にわいせつな行為を行った者の厳正な対処というのがあります。これは、冒頭申し上げたように、まず、原則としてきちんと懲戒免職にしていくということが大事だと思っておりまして、その指導の強化をし、また、刑事訴訟法に基づく義務となっております、告発の徹底を進めていく。さらに、後ほど申し上げる教員免許との関係では、懲戒免職を受ければ教員免許が一旦失効いたしますので、それをきちんと官報公告していく。これも法律上の義務ですが、こうしたことを徹底していくという部分が一つございます。

2つ目の大きな柱として、今度は予防的な取組の推進という部分ですけれども、生徒と教員との関係を考えたときに、基本的には、やはりプライベートな形にしない。あるいは、なるだけ1対1の関係にさせないというのが一つポイントとしてあるかと思っています。従いまして、このポツにもありますとおり、最近SNS等を利用するということもあるわけですが、私的なやり取りを行ってはならないということを明確化し、また、密室状態を回避するというような日々の取組を進めていくという部分が大きな2つ目としてございます。

それから、3つ目に、採用前・採用段階における取組として、後ほど詳しく申し上げますが、官報情報検索ツールの検索期間の延長、適切な活用等をしたいと思ってございます。

3ページ目、4ページ目は関係法令の抜粋ですので飛ばしますけれども、フォローアップの中でも記載されておりました免許の管理の厳格化の部分については、5ページ目を御覧いただきたいと思っています。

年末の新聞報道でも大きく取り上げられましたので、先生方も御案内かもしれませんけれども、昨年12月25日に萩生田文部科学大臣が閣議後会見において御発言になった部分の抜粋でございます。

2つ目の○の冒頭にもありますとおり、手前どもの基本的スタンスとしては、二度と教壇に立つことがないということを念頭に、免職等を受けて教員免許状が失効した者の欠格期間は、懲戒免職の場合は現行3年となっておりますけれども、これを実質的に無期限にできないかということを志向いたしました。ただ、これについては、政府部内で年末までかけてずっと相談いたしましたけれども、現時点においては、まだ法制上乗り越えられない課題というものがあり、現通常国会には提出が至らなかったということでございます。

そのポイントは、下の〇で黒ポツが2つ打ってありますけれども、大きく言うと、一つは、わいせつな行為という「行為」に着目した場合、刑法上の刑の消滅が実刑の場合であれば、プラス10年で刑の言い渡しの効力が消滅いたしますので、それとのバランスというものがございました。

もう一つ、行為に着目するのではなく、既存の法制でも幾つか例がありますけれども、

例えば、依存症のように一定の状態にある者について、何らかその軸で切れないかということを思い、特に、このわいせつ教員という部分に関して言えば、それに近い概念として、一つは「小児性愛」という概念があるわけでございますけれども、こちらについては、現在国内でまだ診療体制が整っていない、あるいは診断基準というものが全国的に確立されている状況ではないということで、フィージビリティがなかなか難しかったという部分でございます。

免許法の改正については、引き続きの課題ということになったわけですけれども、資料を1ページ飛ばしていただきまして、7ページを御覧いただくと、先ほど2ページ目の下で官報情報検索ツールというワードを言いましたけれども、これの仕組みのポンチ絵がございます。

元々わいせつな行為を行った教員をいかに二度と立たせないようにするかということに関しては、本来、教員免許の部分と採用の部分がございます。教員免許の場合は2つ特徴があって、一つは都道府県免許であるということと、もう一つは、教員免許というのはいわば即開業ではありませんので、当然のことながら免許を持っているだけでは学校の教壇に立つことはできません。採用の部分できちんと見ていただくということが必要になります。

これに役立てていただくものが官報情報検索ツールと言っているもので、物理的にはExcelデータということになりますけれども、教育職員免許法上、免許が失効いたしますと、一旦官報に公告することになっております。それを手前ども文部科学省で取り出してきて、別途Excelの状態で整理をしたもの、新たにデータ化したものを各採用権者にお配りしているもの、これを平成30年度からやっているものをツールと称しております。これを使って、きちんと失効歴があるかどうかということを見ていただく。それを採用時にいかしていただくということを考えておりまして、具体的な仕組みとしては、このポンチ絵にもありますとおり、このツール自体は一般に公開しているものではなくて、パスワードをかけた状態で採用の担当者にだけお送りしているものです。

また、実際にExcelデータにはなっておりますけれども、一覧表がざばっと出てくるわけではありませんで、トップページを開いていただくと、①と書いてあるような部分が出てきますが、まず検索画面が出てまいります。この検索画面のところに教育志望者で試験を受けにきた方の名前を入れていただいて、実際に失効歴があるかないかというのは③のところにあるとおり、いわばマルバツがつくという状況になります。「該当有」のところをクリックしていただくと、最終的にどういう免許状を持っているどういう人がいつ、どういう事由で失効したのかということが分かるツールとなってございます。

このツールを磨くということを手前どもは考えておりまして、大きな改善点としては2つありますけれども、一つは、これは過去何年分の情報を提供するかという問題があります。昨年の一定期間までは原則3年ということで始めましたけれども、これを過去40年間分に遡って提供するということを2月末からやり始めたという改善が1点です。それから、

もう一つは、このポンチ絵の一番最後の④にもあるとおり、失効の事由というのがありますけれども、ここで法令の該当条項が出てまいります。ここの場面でいうと懲戒免職を受けたことを示す条項がでているわけですけれども、果たしてここの懲戒の理由というのが、最初の1ページ目にもあったとおり、わいせつなのか何なのかということが現状では分からない仕組みになっておりますので、これも官報公告をする際に省令改正をして切り分けてここのツールにもトレースしてくるという改善も考えているところでございます。

このように、できる対策は不断に考えて打っていくと。途中で申し上げたように、厳正な対応をきちんとするということと、予防の取組を進めるということと、採用段階でもきちんと対応していく。この3本で対応していきたいと思っております。

以上です。

- ○小西会長 ありがとうございました。最後に、厚生労働省からお願いいたします。
- ○厚生労働省 厚生労働省です。

資料7に基づいて説明いたします。

まずは、資料7-1、若年被害女性等支援事業について説明いたします。

従来モデル事業として実施してきました当該事業ですけれども、令和3年度予算案におきましては、本格実施に移行して事業の推進を図ることとしております。

拡充内容といたしましては、例えば、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員することですとか、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上して強化すること、医療機関との連携によって若年女性の支援を実施するための経費、それと、広域的な連携です。被害女性が居住している市町村が事業実施市町村と異なることがあるため、広域的な連携を充実させるための調整旅費等を拡充する。

このような拡充を見込みまして、1か所当たりの補助基準額を2600万円余りに拡充するとともに、補助率につきまして都道府県・市・特別区1/2を導入することによって、令和3年度から本格実施して事業の推進を図ることといたしております。

若年被害女性等支援事業については以上です。

続いて、資料を1ページおめくりください。資料7-2になります。

わいせつ行為をした保育士等の処分の厳格化等の検討状況について、資料に沿って御説 明申し上げます。

1ページ目は、現在の保育士資格の欠格条項等について記載しているところでございます。保育士は資料の①~④に該当する者は保育士になることができないとされており、都道府県知事は①~③や④の虚偽等に基づく登録に該当する場合には、保育士の登録を取り消さなければならず、④の信用失墜行為・秘密保持義務違反をした場合には、都道府県知事の判断によりその登録の取消し等ができるとされているところでございます。

また、資料の下段にありますとおりに、都道府県知事は、こうした欠格事由に該当する おそれがある場合には、本籍地の市区町村に犯歴情報の照会を行うこととされており、こ うしたことによって適切な資格管理に努めているところでございます。

登録の取消しの流れ等につきましては、2ページ目に記しているところでございます。 3ページ目を御覧ください。

下段にありますとおりに、閣議後会見におきまして、厚生労働大臣より、保育士についても文部科学省の検討を踏まえるなどして必要な検討を行っていくこと、さらに、わいせつ行為は許されることではなく、厳格化していく中でわいせつ行為を防げるように努力する旨、お答えしているところでございます。

最後に関連する事項として、4ページ目でございますけれども、わいせつ行為を行ったベビーシッターへの対応状況について一言御説明申し上げます。今年度、マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が発生したことを踏まえ、社会保障審議会児童部会の専門委員会において、未然防止、事案対応、再発防止の3つの視点で検討し、取りまとめを行いました。具体的な取りまとめ内容は資料の5ページ目にあるとおりでございますが、わいせつ事案を起こしたベビーシッター等に対して事業停止命令等を発令することなどとしております。今後、省令改正や通知の発出など必要な措置を行い、わいせつ行為を行ったベビーシッターへの対応の厳格化を進めてまいります。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に関し、委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと思います。御質問、御意見のある方はどうぞ。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 内閣府の説明にありました資料2の9ページ、社会全体への啓発という項目の中で、「若年層の性暴力被害予防月間」とあるわけなのですけれども、実は困難を抱えた若年層の女性たちの問題で言いますと、18、19歳の若年女性の問題がどのように解決されるのかというのは、実際に親の暴力によって家出をした。家出をして、結局パパ活に引っ張られて性暴力の被害を受け、苦痛に耐えかねてそこから逃げ出して、ネットカフェで何日か過ごし、それで自治体に助けを求めたところ、実は、自治体の中にはそういう被害を受けた若年の女性を非行少女、あるいは非行というレッテルを貼って、親に連絡を取りましょうと親を呼ぶという対応をしたために、慌ててその当事者はまた逃げ出したという事情があるわけです。

18、19歳の若年層の女性たちも、婦人相談所やあるいは婦人相談員に同様な相談ができるのかどうか。必要に応じて保護や様々な必要な支援が受けられるのかどうかというところを内閣府の指導の在り方として再度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小西会長 ありがとうございました。

では、内閣府、お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 資料3の5ページ目ですけれども、今年4月から「若年層の

性暴力被害予防月間」ということで、ポスター、リーフレットの作成、講演会、研修会、 それから、被害者相談活動の一層の充実に取り組んでいくこととしております。

今、御質問がございました、18歳、19歳というところは、まさに、今回ターゲットとする年代に当たりますので、この4月からの予防月間におきまして、今、阿部委員から御指摘があったことについてもきちんと広報してまいりたいと考えております。

○阿部委員 ありがとうございます。

既にそういう対象の方たちが非行少女ではなく支援を必要とする少女たちという理解が 共通認識とされているということでよろしいでしょうか。

- ○難波男女間暴力対策課長 今、阿部委員から自治体で非行少女というような扱いがされていることがあると御指摘がありました。今回、新たに4月から予防月間ということで始めてまいりますので、被害者支援の観点を強調してしっかりと周知に努めてまいりたいと思います。
- ○阿部委員 どうもありがとうございました。
- ○小西会長 では、原委員、それから、種部委員に行きます。 原委員、どうぞ。
- ○原委員 原でございます。

性暴力に関するSNS相談のキュアタイムという取組なのですけれども、これはSNS上のみの相談で終わるものなのか、どこかリアルな相談につながるということを目的にしているのかということをお聞きしたいのと、実際にリアルな相談につながっているのはどれぐらいあるのかという資料がもし何かあれば教えていただきたいというのが1点。

もう一点ですけれども、SNS相談を今後行政機関において行うときに、おそらくハードルが高い。例えば証拠が残ってしまうとか、それを発信するのは誰がするのかということでも、内部で色々と検討しないといけないものではないかと思うのですが、実施に向けたマニュアルづくりをぜひ行っていただいて、行政機関でも速やかに実施できるようにしていただきたいと思っております。そのあたりはいかがでしょうか。よろしくお願いします。〇難波男女間暴力対策課長 キュアタイムでございますが、SNSで相談を受け、そこから実際リアルに面談等につながるのかという御質問かと思いますけれども、必要なものについてはワンストップ支援センター等につなげているというものでございます。

それから、どれくらいそれがあるのかという御質問でしたけれども、SNS相談は、一旦1月で終了し、また2月の緊急事態宣言の延長を受けて再開いたしましたが、10月から1月までの状況について今、調査分析をしているところでございますので、それについては、また改めてお知らせすることができるかと思います。

あと、SNS相談は証拠が残ってしまうのでハードルが高いというようなお話もございました。現状、相談を受けた内容については外部に漏れることがないようにというようなことで対応しておりますけれども、今回試行実施しました結果につきまして、先ほど御説明したとおり、今、調査検討を行っているところでございますので、明らかになった課題につ

きましても今後改善をしていきたいと考えております。

- ○小西会長 よろしいでしょうか。
 それでは、種部委員、お願いいたします。
- ○種部委員 ありがとうございます。

まずは、内閣府か警察庁かよく分からないのですけれども、ワンストップ支援センターでの証拠保全について。その信頼性の確保の方法とか、保管場所については、全国のワンストップ支援センターでばらばらです。富山県は警察で保管していただいて匿名性を持たせ、後ほど被害届と同時に名前をリンクするという方法を取っていますが、それ以外のところでワンストップセンターで保管しているところ、あるいは、警察に届出をしたものだけ警察で保管するところ、まだそんな話合いも全然できていないところなど、非常にばらつきがあります。この信頼性確保や証拠保全の仕方が、全国どういう状況になっているかということを把握されているかどうかということ。

なぜこれが必要かといいますと、医療マニュアルを作ろう、あるいはガイドラインのようなものを作って臨床医に周知したくても、やり方がばらばらなためにガイドブックが作れません。ですから、何とか統一した形にしていただきたい。あるいは、保管場所は違っても良いのですが、その場合の踏まなければいけない手続、証拠の連続性を保つために必要なやり方も含めて整理する必要があります。まずは状況を把握されているかどうか。あるいは、それを見える化すべきではないかと思っているのですが、その辺の進捗についてお伺いしたいです。

それから、警察庁に、レイプキット自体も各都道府県によって色々と違いがあると思うのです。採取の仕方、それから、それを乾かして保管するのかどうなのか。あるいは、それをパックするわけですけれども、そのシールの貼り方もばらばらですので、これも把握されているか。それぞれの科捜研のやり方にもよるのかもしれませんけれども、全国で違うことでなかなか展開が図れないという問題がありますので、これは警察の方にお聞きしたいです。

警察庁にもう一点、即時受理をしていただけるのは非常にありがたくて、ぜひ全ての被害者、やっとの思いで行かれた方のその気持ちを無駄にしないようにと思います。ただ、ワンストップ支援センターに来られるときによくお話を聞きますと、警察にも行ったりしていて、その後お話を聞いたりしていると、時間がかかり、被害者はおなかが減っているのです。大体、お話を聞くと短くて4~5時間、長ければ6時間、7時間で、飲まず食わずで。病院では食事の提供もなかなかできないということがありまして、それならそれでちゃんと対応できるように食事をワンストップ支援センターで準備しておくとか、それなりの対応が必要ではないかと思うのです。時間が長いので、どういう流れになるのか、それに必要なケアに当たるもの、時には食事を含めて必要な支援を全て一緒に考えた上で流れを作る必要があるかと思うので、時間のことについてお考えがあればお聞かせいただきたいです。

内閣府で、これからワンストップ支援センター強化検討会議というものをされるということで、大変期待しています。このような流れについて共通の理解を持つことと、できれば全ての都道府県で同じやり方で運用してほしいので、例えば共通のカルテを作ったり、共通のフローを作ったり、ガイドブックを作ったりということを、ぜひ検討していただきたいということをお願いしたいです。

もう一つ、法務省に、加害者に対して再犯防止ということで様々な取組をされてきていると思うのですけれども、加害者が加害に至る前に、おそらく過去に性虐待を受けていた被害者だったりということは非常に多いと思います。日本はそのデータがあるのかどうか分からないのですが、過去の成育歴、あるいは加害者が加害に至るまでの間の状況の中に、次なる加害者を生まないためにできることのヒントがたくさんあると思うのです。これをフィードバックしないのはもったいない。これまでの事例のケーススタディなどはやっていらっしゃるかどうかを教えていただければと思います。

もう一点、教育現場で加害者を生まないということは非常に大事なことなのですが、どうしても「被害に遭わないために」という視点が前面に出てきているような気がします。 ただ、被害に遭わないために水着で隠れる部分は見せないとか触らせないとかというのは、 まるで被害に遭った人が努力をしなかったような感じに取れてしまうわけでありまして、 できれば加害者を生まないという視点を前面に出していっていただきたいなというのがお 願いであります。

そして、もう一つは、教育現場では実際に被害者も加害者も同じ学校の中にいたりする場合が非常に多いです。そして、友達に被害に遭った事実が拡散されてしまったり、誹謗中傷が起きたりということが非常に多くて、学校での初動対応は物すごく大事だと思います。事案発生後の学校での対応をどのようにするかという指針が全くないのではないかと思います。これについては、文部科学省でこれから取組をされていくのかどうかをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございました。

多岐にわたっていますので、警察庁、内閣府、法務省、文部科学省の順番でお答えいた だきたいと思います。

それでは、まず、警察庁からお願いいたします。

○警察庁 警察庁でございます。

御質問をありがとうございます。

何点かございましたが、1点目の採取した証拠の保管場所ということでございます。警察庁レベルにおきましては、各都道府県警察でどこで保管しているかというのは把握しております。それを全国統一という話でございますけれども、これは、地域の実情を踏まえて検討しなければいけない難しい面もあると思っていまして、例えば、警察において、医療機関で採取した試料を保管するというところも匿名性の確保としてあるのですけれども、

そのことにつきましては、これは、前も申し上げたかもしれませんが、警察への届出をちゅうちょしている被害者から採取したものを、必ずしも被害を受けた方が接触することを望んでいない警察において保管することについて、消極意見がある、ということも承知しています。こういったことから、採取した検体の保管方法につきまして、各都道府県警察の実情を踏まえて、医療機関等と協議を実施するように、最も適切な方法でやるということが必要かと思いますので、その旨、警察庁からも各都道府県警察には通達しているところでございます。

2点目、採取の仕方について、というお話ですが、これも全国統一の話がございましたけれども、性犯罪採取のキットは各都道府県警察で準備しているものが若干違ったりしますので、細かいシールの貼り方などの統一というのは、物が違うとなかなか難しい面があるのだと思います。これも口幅ったい言い方になりますけれども、きちんと適切に証拠を採取できるように、医療機関と各都道府県警察できっちりと協議をしてやっていくように警察庁としては指示しているところでございます。

最後に、被害聴取の時間の流れということでございますけれども、これにつきましては個別の事案で沢山のことを聞かなければいけない部分もあったり、被害者の御都合等もあると思います。いずれにいたしましても、被害者の方に寄り添うという立場から、被害者の御都合といったことに合わせて配慮をしながらやらなければいけないと思っていますので、この点につきましてはワンストップ支援センターの方とも連絡、協力しながら、被害者に寄り添った対応をしていくということが基本だと思いますので、そういった対応を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

- ○小西会長 種部委員、よろしいですか。
- ○種部委員 はい。非常によく分かりました。
- ○小西会長 内閣府に行きます。
- ○難波男女間暴力対策課長 内閣府にも証拠保全、保管の関係で御質問をいただきました。 ワンストップ支援センターの強化検討会議でございますけれども、まさに今年度開催しているところでございまして、年度内には検討の結果を取りまとめたいと考えております。 その中で証拠採取、保管に関しましてもワンストップ支援センターと関係機関、病院ですとか捜査機関が連携して速やかに必要な対応を実施することが重要であるということから、 先ほど警察庁からも御説明がございましたが、内閣府からもワンストップ支援センターに対して適切な証拠採取、保管を関係機関と連携して行うようにというような旨の通知を今後行っていきたいと考えているところでございます。
- ○林局長 内閣府の男女共同参画局長の林でございます。

今のワンストップ支援センターの強化検討会議でございますが、まさに私、議長をやっております。今、種部先生から御指摘があった、被害に遭われた方がいらしたときにどういうふうに対応していくかというフロー、共通の流れをしっかり整理していくというのは

一つ大事な視点だと思います。他方で、被害者によって個別の事情であったり、あるいは その方の考え方もあると思いますので、現場の御意見も聞きながら、両方を見ながら、い ずれにしてもワンストップの連携がしっかり強化されるように考えてまいりたいと思いま す。御示唆ありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、法務省、お願いいたします。

○法務省 御質問ありがとうございます。

種部先生から御指摘いただきましたような性犯罪加害者に特化した形で成育歴の分析なりプロファイリングということはやっていないのですけれども、関連するところを少し御紹介させていただきますと、少年院の入院者、非行をして少年院に入った人に関しましては、被虐待経験というものを把握しております。平成30年の数字で申しますと、ここで言う虐待というのは児童虐待防止法による定義で、ただし、保護者以外の家族によるものも含む、あるいは18歳以上の者に対するものも含むということでやっておりますが、男子については合計して大体33.8%ぐらいが被虐待経験、具体的には身体的、性的、ネグレクト、心理的な被虐待経験がある。一方、女子に関しては男子より母数が大分少ないということはございますけれども、過半の51.4%がこうした被虐待経験があるということを把握しておりまして、このように女子の方がかなり多く虐待等の被害体験や性被害によるPTSD等の精神的な問題を抱えているということを踏まえまして、2017年から女子の少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム、これはマインドフルネスやアサーションですとか、あるいは自傷行為、摂食障害、性問題行動に対応できるようなプログラムを実施しているというところでございます。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

最後に文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省 文部科学省から、1点目、性犯罪に関して被害者が責められるということ はあってはならないと考えておりますので、今作成しています教材の中でも、悪いのは加害者であって被害者は悪くありませんといった考え方を一貫して通すような、強調するような教材づくりを目指していきたいと考えております。

続きまして、学校の中で事案が発生した場合に、そのような対応のマニュアルがないのではないかという御指摘でございます。

現状、学校で加害、被害が発生した場合、特に、加害教員に対して懲戒処分を検討する 必要もございまして、任命権者である都道府県教育委員会、政令指定都市の教育委員会が 事案の調査を行ったり、その後対応していくということになっていきます。御指摘のとお り、これについて統一的に何かマニュアルを作っているものはございませんけれども、学 校で多々発生します非違行為に対する対応として、事案を調査し、その報告をまとめて処 分につなげるというものは緩やかにあるところでございます。 一方で、わいせつ行為のような事案については、他の非違行為やいじめのような事案とまた少し違うところがあるというのもおっしゃっている趣旨なのかなと思います。特に、被害者が児童生徒である場合に保護をしっかりしないといけないということもおっしゃるとおりでございまして、文部科学省で、例えば、外部の専門家の活用、医師や弁護士の方をしっかり中に入れてということもお願いしていこうと思っておりますし、今、御指摘いただいた内容も踏まえて、各教育委員会の良い取組、丁寧にやっている取組などを集めまして、それを横展開していくようなことも今後考えていきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

今、御意見がある方、先ほど挙げていただいた方も含めてもう一回お手をお願いいたします。

分かりました。先ほど山田委員、納米委員の順と考えておりましたので、その後、中村 委員、浦委員と行きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、山田委員、どうぞ。

○山田委員 山田でございます。

2点ありまして、まず形式的なのですけれども、ワンストップ支援センターの番号が警察庁と内閣府と 2 つありますよね。「#8103」と「#8891」の使い分けというか棲み分けはどういう風に考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたい。実は、前も、ワンストップ支援センターといっても最初に警察に相談するのと、市町村、自治体に相談するのと棲み分けはなされているのですかという質問を $4\sim5$ 年前にしたことがあるのですけれども、今回ワンストップ支援センターができて 2 つ番号ができてしまったときに、被害に遭った方はどちらに行けば良いのか。全く処遇は同じなのか、こういう場合はこちらという風に記載しているところがあるのかということについて、内閣府と警察庁の方からご見解をお伺いしたいというのが第 1 点でございます。

あと、第2点は文部科学省に質問なのですけれども、わいせつ教員の処分、処遇の情報 提供ということに関して質問させていただきたいのですが、御存知のように、大学や各種 学校というのは免許というものがないので、処分されても全く分からないという状況にあ ります。よく大学の先生の間で、何々の先生はセクハラで処分されたらしいけれども、次 の別の大学に就職したねといった噂は流れてきます。また、これも幾つか例はあるのです けれども、非常勤の先生、もしくは非常勤先で起こしたことに関しては、通常、非常勤先 が雇い止めになる、もしくは、途中で免職になるだけで他に影響はない。あとは、義務教 育の中でもスポーツコーチとかそういう人に関するセクハラ情報というのも実は必要だと 思うのですけれども、もちろん、こういうことが文部科学省の中で議論、検討されている のか、もし、されているとしたら、どういう方向でされているのかということについてお 教えいただけたらと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、最初の相談の方に関して、内閣府、警察庁といきたいと思います。

- ○難波男女間暴力対策課長 まず、ワンストップ支援センターの方ですけれども、「#8891」ということで全国共通番号を導入させていただきましたが、ワンストップ支援センターの方に相談される方というのは、主には、やはりなかなか警察に訴えることができない、相談することができないという方ですとか、あとは自分が遭ったことが、これは性暴力なのかというようなまだはっきりとした確信を持てない方ですとか、そういった方が相談することが多いのではないかと思っているところでございます。
- ○小西会長 それでは、警察庁からお願いいたします。
- ○警察庁 警察庁でございます。

「#8103」を我々としては運用しているわけですけれども、先ほど御説明のありました「#8891 (はやくワンストップ)」、との混同がなされるのではないかという御懸念かなと思いますけれども、我々が運用しております「#8103」につきましては、全国警察が窓口となって受け付ける性犯罪被害相談電話ということでございますので、基本的にはそこにお話をいただいた方については、警察活動として対応させていただくということになります。当然、性犯罪被害に遭われたということであれば、捜査につながるものでもありますし、また、状況に応じて緊急性があれば警察活動として警戒・保護をするようなこともございます。そういった意味で、警察活動を求めている方に対して我々としては窓口を用意しているということになります。

一方で、警察にお話しするにしては少し敷居が高い、なかなかお話ししづらい、警察以外の方に聞いてほしいという方もいらっしゃるのも事実でございますので、そういった方にはぜひワンストップ支援センターを活用していただくという棲み分けであろうかなと思います。

我々の広報といたしましても、御指摘を踏まえまして、警察の窓口であるということは 強く発信していこうかなと思っております。

○林局長 内閣府の男女共同参画局長です。今の点、補足をさせていただきます。

まさに今、こうした形で、私ども、やはりそれぞれに役割があると思っていまして、資料3というものを今日お配りしておりまして、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に係る資料を6ページ、7ページに載せております。これは、性暴力をなくそうということで、月間のポスターでございます。

このポスターの一番下のところも、「#8891 (はやくワンストップ)」と「#8103 (ハートさん)」を並べると。また、7ページにも相談窓口を載せておりますけれども、そこにも「#8891 (はやくワンストップ)」と「#8103 (ハートさん)」と並べてありまして、やはり性犯罪・性暴力の非常に幅広い支援という意味で内閣府の「#8891 (はやくワンストップ)」、そして、警察ということで明記して「#8103 (ハートさん)」という形で示すようにしております。私ども、当然連携をしながらやっておりますが、この両方を常に明記す

るという形にさせていただき、被害者の方が相談しやすい方へ、あるいは御自身のお考え に沿って相談していただけるようにということで進めているところでございます。

○小西会長 ありがとうございました。

では、この問題はこれで、取りあえず次に行きまして、文部科学省、よろしくお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

手前どもの方で先ほど資料に基づいてツールの御説明をしましたけれども、これは、まさに山田先生にも御指摘いただいたとおり、要は幼・小・中・高の世界でいえば教員免許を基本としておりますので、法律上の立て付けを工夫して利用することによってこういう仕組みを何とか作って対応しているというものでございます。ですので、先ほど先生からおっしゃっていただいたとおり、大学の先生の場合は当然教員免許というものの対象外ですから、そういうものについてどうしていくかとか、あるいは、これも御指摘のあったスポーツ指導者というようなものでも、同じく初等中等教育の段階では学校の中でも免許を持たないというような場合もあろうかと思います。

その辺のところについてどうしていくかということは、ある意味我々の今の状況は、まずは教員免許を持っている教員からきちんと確実に対応していくというところで、そこをやっている段階でございますので、御指摘の問題は我々文部科学省だけに限られないとは思いますけれども、この辺のところについて、例えば、法律の状況や、個人情報保護の状況がどうかというように、既存の法制なども含めてどうしていくかということに関しては、全体的な検討の中でまた別途考えていくべき問題かなと思っております。いずれにしても、関係部局も多数にわたりますので、今の御指摘についてはまずは中できちんと共有させていただきたいと思っております。

- ○小西会長 ありがとうございます。
 - それでは、次に納米委員の御質問に移らせていただきます。
- ○納米委員 納米です。よろしくお願いいたします。

厚生労働省から若年被害女性等支援事業の拡充について御説明がありました。その点についてまず質問です。モデル事業として実施してきた事業を本格実施ということですけれども、本格実施によってどのくらい規模が増えるのでしょうか。補助率は半分になるということですけれども、全国をカバーできるように箇所を増やすということかなと思いますが、どれくらいそれが増えるのかということについてお聞かせいただきたいというのが1点です。また、この事業については、地方公共団体から補助を受けたい旨を申請してもらって、それで補助していくということなのでしょうか、という点についての確認です。

この事業に関連して、関連機関連絡会議の設置とございますけれども、この会議の他にも、例えば、DVについての連絡会議や要保護児童対策地域協議会など、地方では様々な連絡会議がございます。それらの連絡会議同士の関係性というか、整理を考えていった方が良いのではないかと思いますが、その点について見解をお聞かせいただきたいということ

が、この事業についての質問です。

2つ目については、本日御説明はなかったのですが、3月14日付の新聞報道で、DVなどで婚姻関係が事実上破綻している場合、中絶に関して同意を得ることが困難な場合に限って配偶者の同意を不要にするという報道がなされました。この点について、厚生労働省では運用指針を作成したと報道されておりますけれども、この指針については今後どのように通知されていくのでしょうか。現場に通知されないとこれが生きてこないと思いますので、通知の仕方について御説明いただきたいということと、通知を徹底していただきたいというお願いでございます。

以上です。

- ○小西会長 それでは、どちらも厚労省にお願いいたします。
- ○厚生労働省 御質問ありがとうございます。

若年被害女性等支援事業について御質問をいただきました。

今、予算案が審議中でありますけれども、令和3年度から本格移行を実施することで、 どれくらい増やすかですけれども、まだ事業年度が開始していないものですから、事業年度が開始いたしましたら補助要綱を改正いたしまして、その上で交付申請をいただくといった段取りを踏む予定になっております。ただ、令和2年度まで実施していただいている自治体につきましては、地方負担導入ということもございますので、一部内々で意見の交換をいたしておりますけれども、次年度以降も事業を実施していただくといったことは内々に伺っております。補助基準単価を大幅に引上げ、もっと大きな事業規模でできるような改善をいたしておりますので、これを機会に、もっとたくさん事業実施主体が増えていっていただければと考えております。

それと、連携会議についても御質問がございました。要保護児童対策地域協議会やその他の連携会議が自治体では多々あるかと思いますが、その機能の関係ですとか関係性につきましては、一義的には実施主体である自治体においてまずは考えていただくものと考えております。この若年被害女性等支援事業につきましても、ただ単にアウトリーチするだけではなくて、関係機関につなぐということが非常に重要になってきますので、連携会議を設置していただくといった趣旨になってございます。

それと、3月14日の新聞報道の件、今日直接の担当はいないのですけれども、指針につきましては作成したと報道されているようですが、厚生労働省では、そのようなものは作成していないと伺っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。私もこれを読んですごく画期的だと思ったので、今、 少しショックです。

それでは、今、お話をいただきましたので、次に中村委員にいきたいと思います。どう ぞよろしくお願いします。

○中村委員 ありがとうございます。中村でございます。

3つあります。

1つは、法務省の矯正施設での性犯のプログラムのことです。私も奈良少年刑務所で随分とスーパーバイズさせてもらったときに苦労していたことが、課題として挙げられていました類型別といいましょうか、対応性ですね。加害の対応性に応じたプログラムというか、課題が出されておりまして、別途出されております報告書も読ませてもらいましたが、まだちょっとよく分からないので教えてください。一番苦労したところは、一つのプログラムで多様な加害者に対応するというワン・サイズ・フィッツ・オールのところなのですが、中でも高齢の性犯罪者と小児性愛による犯罪がプログラムでとても扱いにくかったのですが、そういう類型別までいかないにしても、何か対応性をどのように斟酌してプログラムの改善をしようとしているのか、あるいは、全ては無理なので、グループベースのものを何か個人カウンセリングにもくっつけようとしているのかとか、重篤な人たちに対してアプローチが要るかなと思ったので、その辺りの議論を聞かせてください。これが1つ目です。

2つ目は、文部科学省の生命の安全教育は良いなと思っているのですが、性暴力や性被害のこと、性差別意識の解消を図るという言葉があるのですが、やはりジェンダーの暴力ということを強調しながら教育体系を組んだ方が良いかなと思っているのと、それから、性差のことだけが強調されていますが、LGBTの性の多様性と暴力という点も、いじめとか出てきますので、LGBTのことで多様に取り組まれていることについての考慮、配慮がここにどう組まれているのか教えてくださいというのが2つ目です。

3つ目は希望ということになるのですが、この委員会でもDVと児童虐待の関連がかなり強調されて、女性に対する暴力の重なりを議論してきました。さらに、今日の話を聞けば聞くほど、性虐待のことが大きく関心で重なってまいります。虐待との重なり、それから、妻や子供に実父、継父問わず性暴力としての性虐待ということで、レイヤーがたくさん出てくることについて、他機関連携というか、問題をエビデンスベースで見ていくと、そこに対してどうアプローチするかというのは、多分この委員会の議論の仕方になると思いますので、他機関連携も含めて問題の重なりについての議論の仕方をさらに次年度以降もこの委員会で女性に対する暴力という視点から重なりを配慮して色々とテーマ立てをしてほしいなということ。

それから、それを貫く一つの視点で、私は男性性の問題は結構大きいなと持っていまして、男性の加害者性、男性が加害者とイコールではないにしたとしても、男性性と暴力という点が一つ貫くべきリンケージかなと思っていますので、これは、この委員会での議論の要望ということでもあります。併せて、男性性の視点でいきますと、刑法の議論の中でも出てきましたけれども、男性の性被害です。それは男性の性暴力被害とも関わってきたりするので、男性被害の特性とか、男と男の暴力なども大事なので、そんな議論もぜひ男性性の視点から継続してほしいなというのがリンケージポイントとしてあるかなと。これは内閣府というか、この委員会への議論の要望です。3つ目は要望ということでお聞きく

ださい。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

では、3点目につきましては、取りあえずは要望という形で受け止めるということでよろしいのですかね。

- ○中村委員 小西会長に引き取ってもらったらいいと思います。
- ○小西会長 分かりました。

私が先にしゃべることはないのですけれども、今しゃべってしまったのでついでに言いますと、問題の所在が多機関に重なっているということが、特に、問題がだんだん社会的に捉えられるようになると、大きいと思います。そういう多省庁にわたる政策を有効に使っていかなくてはいけないというところがあるので、中村委員の視点はとても大事なものだと受け止めております。

もし内閣府でも御意見があればこの後いただきたいと思います。先に法務省、文部科学 省といってから内閣府に行きたいと思います。

では、法務省、お願いいたします。

○法務省 法務省秘書課でございます。

中村先生には色々と御指導いただき、ありがとうございます。

せっかく御質問をいただいたところ、誠に申し訳ないのですけれども、先ほど御報告しました検討会の報告書を受けて、今、矯正局、保護局それぞれにおきまして、また、さらに外部の方にもお入りいただいて、具体的な内容を詰めている段階でございます。まさに今御指摘いただいた具体的な方向性までは得るに至っていないと聞いておりますので、また会議後にでも具体的な方向性が何か得られた段階で速やかに御報告をさせていただければと考えてございます。申し訳ございません。

以上です。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省 教育に関する視点という観点かと思いますけれども、この教材等を作成するに当たって様々な有識者の意見をお伺いする中で、やはり前提となるそういった人権の意識の問題から教えないといけないのではないかと。そういう御示唆もいただいておりますので、自分や相手を一人一人大切にする態度といったものを身につけるということも教材の中では触れるようにしていきたいと思っております。それがLGBTの対応などにもつながっていくものであるのかなと考えておりますので、そういった配慮はしていきたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、内閣府、どうぞ。

○林局長 まさに先生がおっしゃるとおり、他機関連携で議論していくべき課題、各省にまたがる課題がこの暴力の問題については大変多いというのは本当におっしゃるとおりだと思います。だからこそ、私ども男女共同参画局でも男女間暴力対策課と課に格上げして、課長の音頭の下、私の下でやって、各省との調整もやっているということでございます。おっしゃるように、専門調査会もそうした形で各省にまたがる案件をしっかり前に進めていくという大変大事な役割を担っていると思っております。

今日は、DV対策の今後の在り方について報告をお取りまとめいただきますけれども、その後の進め方につきましては、数多くの課題がございますので、先ほど中村先生からいただいたものも含めて、アジェンダをしっかり考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○小西会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは、浦委員、どうぞ。お願いいたします。
- ○浦委員 浦です。ありがとうございます。2点あります。

1点目、内閣府への質問というのか要望になるのですけれども、ワンストップ支援センターの体制強化に当たってという視点からなのですが、今年度、内閣府でオンライン教材を作っていただいて、私たちもそれをすごく活用して勉強しているのですけれども、オンライン教材を見る中で、例えば、精神科医や産婦人科医、弁護士など、専門領域に特化した教材については充実してきたのかなという印象があるのですが、相談員の専門性という意味で、私たち相談員がどんなところを目指していけばいいのかという指針みたいなものが今のところ十分ではないなと感じています。というのも、現在のワンストップ支援センターは、犯罪被害者支援系のセンターと女性支援をやってきたセンターと両方が並立していて、そこの支援の仕方が微妙に違っていたり、考え方が違っていたりということが生じていて、そういうことも背景にあってワンストップ支援センターが全国同じような対応をしていないという状況が生じていると思います。なので、相談員の専門性を高めるための包括的な研修プログラムがあると良いなと感じています。

それに当たって、ということもあるのですけれども、そうしたプログラムを作るためには、支援センターに何が求められているのかといったデータや統計をきちんと整備するということも必要になってくると思います。内閣府で一度ワンストップ支援センターの調査を行ったかと思うのですけれども、ああいった調査を定期的に行っていただけると、私たちが目指すところがきちんとデータに基づいてやっていけるのかなと感じています。

2点目は他の委員の御質問とも重複するのですけれども、生命の安全教育の教材作成に 携わらせていただいて、その中で文部科学省と内閣府が一緒になって性暴力のことと教育 のことを議論できたというのは非常に貴重な機会だったなと感じています。今後、この生 命の教育が展開、拡大されていくに当たって、こうした省庁横断的な枠組みが継続される のかどうかというところをお尋ねしたいです。というのも、この生命の教育の一つの大事 な点として、相談先があるよ、こういうところに相談していいんだよとワンストップ支援 センターのことをきちんと説明するというのが役割だと思うのですけれども、そこは、や はり内閣府と文部科学省が連携していないときちんとつながっていかないのではないかな と感じます。

加えまして、中村委員からも御指摘があったのですけれども、ジェンダーの視点というのが学校にはまだまだ不足しているなと感じています。例えば、一部の地域の校則で、学校の先生が制服の中をのぞいて下着の色を確認するみたいなことが起こっていると聞いています。そうした学校の文化の中にこの生命の安全教育が持ち込まれたときに、現場で色々な混乱が生じるのではないかということも懸念しています。そういう意味で、様々な視点を取り入れた形でこの安全教育が広まっていくといいなと考えておりますので、ぜひ省庁横断的な取組として続けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小西会長 では、2つということですね。最初は内閣府からお答えいただいて、2番目 の問題については文部科学省からお答えいただき、もし補足があれば内閣府からいただき たいと思います。

それでは、まず、内閣府からどうぞ。

○難波男女間暴力対策課長 ワンストップ支援センターの相談員の専門性を高めるためのプログラムということでお話をいただきました。今年度ですけれども、オンライン研修プログラムということでビデオ教材等を作成させていただきまして、今、まさに関係機関にそれを活用していただいているというところでございますが、今後、さらに改善すべきところがあるかどうかというようなところはアンケート調査をして、あと、ヒアリングも行うこととしております。今、浦委員からいただきました相談員の専門性という観点からも改善を加えていきたいと考えております。

また、ワンストップ支援センターに関するデータもあると良いというお話をいただきましたので、そういったことも検討していきたいと考えております。

- ○小西会長 お願いします。
- ○文部科学省 文部科学省でございます。

教材の展開に際する連携ということですけれども、ワンストップ支援センターの周知については教育委員会等を通じて先般行ったところでございます。また、この教材の教員向けの手引きの中にも、当然事後対応というのも注意しないといけないということがございますので、相談先、連絡先とか関係機関についても、情報共有の資料を入れたいと考えております。

この教育がなるべく広がることで教員の意識も少しずつ変わっていくことも期待されるかなと思いますし、あと、教員のジェンダーに関する意識が低いという御指摘がございましたけれども、そういう問題意識等も持っておりまして、教員の意識、アンコンシャス・バイアスとよく言われますけれども、そういったものについて気づきや改善を促すための研修のガイドラインのようなものを今年度作成しているところでございます。もう少しし

たら公表されると思いますけれども、そういったものを活用して教育現場の中での意識も 少しずつ変えていく動きをしていきたいと考えております。

以上です。

○林局長 生命の安全教育について、今回、内閣府と文部科学省で一緒に教材の開発をいたしました。私ども、これがきちんと学校教育で使われていくということが大事だと考えています。これは、来年度はモデル事業、さらに全国展開ということでやってもらいますので、まず、ここはしっかり文部科学省にお願いするというのが私どものスタンスであります。

ワンストップ支援センターについては、まさに、万が一そういうことがあれば相談先として文部科学省の資料の中にしっかり入れておくという対応で考えています。ですので、これからは文部科学省でしっかりと生命の安全教育をやっていただくというのが基本であります。

それから、ワンストップ支援センターのデータや統計の整備のお話は、私も非常に重要だと思っておりまして、実は、昨年4月から9月までの上半期に、コロナ前に比べてワンストップ支援センターの相談件数が1.2倍になったという大変衝撃的なデータもワンストップ支援センターの皆様方の御協力を得て収集して、私どもの方で集計して公表しているものでございます。こうした統計は、この問題の重要性、深刻さを世の中に伝える上で大変大事なツールでもあります。ワンストップ支援センターの皆様方にはお手数をかけるところもありますが、ぜひ御協力をいただいて、私ども、今後もしっかりデータ、統計の集計、公表をしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございました。

原委員、お手が挙がっていますか。どうぞ。

○原委員 今の教育教材のことなのですけれども、性暴力を予防するアプリなどはあって も良いのではないかなと思っています。学校に行けない子たちもいますので、そのような 開発についても御検討をいただければと思います。

それと、ワンストップ支援センターの機能強化で、これまでの事例を通してより良い制度設計になっていってほしいと思っているところなのですけれども、相談体制の24時間化をもっとはっきりとしてほしいと思っています。病院の対応の24時間化というのはできると思うのですけれども、それがあるがために相談体制の24時間化になかなか意識を向けられないところもありますので、医療体制の24時間化、相談の24時間化をはっきりしてほしいと思います。

あと、コーディネーターの配置についてなのですけれども、権限のない非常勤職員がコーディネーターをやっても上手く機能しませんので、ここに書いてあるように、やはり常勤化であるとか、また、それを支える上司たちの理解が、コーディネーターが機能する意味では非常に重要だと思いますので、そこをしっかりやっていただきたいということ。

最後に、これらのワンストップ支援センターの充実に向けた会議が色々と行われてきていますが、地域において民間の団体が、例えば、有力な団体がどれぐらいそこにちゃんと入っていっているのかということを、最終的にはやはり民間の団体も育てていくというところで、そこもしっかり見てほしいと思っています。

以上です。

- ○小西会長 原委員、これは何かコメントを各省庁からいただいた方が良いでしょうか。
- ○原委員 内閣府から、特に、ワンストップ支援センターの機能強化であるとか、コーディネーターのところでも御意見をいただければと思います。
- ○小西会長 分かりました。
 アプリのほうは文部科学省ということですか。
- ○原委員 そうです。
- ○小西会長 分かりました。では、文部科学省から伺いたいと思います。
- ○文部科学省 ありがとうございます。文部科学省でございます。

教育するに当たって、アプリの利用ですとか、色々な方面から、オンラインや動画にした方が良いのではないかとかといった御指摘は受けているところでございます。まずは、教材を作りましたけれども、今後、効率的、効果的な方法は、そういったものも含めて検討を進めていきたいと考えております。

- ○小西会長 それでは、内閣府、お願いします。
- ○難波男女間暴力対策課長 まず、ワンストップ支援センターの機能強化ということで、 我々、予算もつけるということで対応してきているところでございますけれども、24時間 化に関しましても、各ワンストップ支援センターで対応していただけるように、そこは交 付金で支援するということにしております。

また、まだ24時間化できているところが20の都府県であるということから、来年度、コールセンターを開設し、ワンストップ支援センターが開いていない時間についても対応できるような体制を取っていこうとしているところでございます。それについては、コールセンターに伴う相談体制の整備ということで、コールセンターが受けたもので緊急性が高いと判断されるようなものについては、きちんとオンコールで対応できるような体制を取ってもらいたいというようなことを自治体にもお願いしているところでございます。

それから、コーディネーターの配置につきましても、これは強化の方針でも言われていることでございますので、その点もきちんと待遇を含め、対応していきたいと考えているところでございます。

○小西会長 ありがとうございます。

その他にございますか。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 法務省に対しての質問になります。

性犯罪に関する刑事法検討会での議論は、非常に注目していますし、期待して見ています。今回配っていただいた意見要旨集も非常に興味深く拝見しました。開催状況については資料2で御報告いただきましたが、今後のスケジュールについてもぜひ教えていただきたいなと思っています。

以上です。

- ○小西会長 法務省、どうぞ。お願いいたします。
- ○法務省 御質問ありがとうございます。

検討会の今後のスケジュールについては、現在、検討会において議論が進んでいる最中でございまして、検討会で議論の収束に向けた御判断がどのようになされるかということによりますので、現時点ではなかなか申し上げにくいということを御理解いただきたいと思います。

○小西会長 よろしいでしょうか。種部委員、どうぞ。

- ○種部委員 先ほどの文部科学省への学校の中での事案発生後の対応についての話のときに御回答いただいたのですけれども、先生からのセクハラについては言及があったのですが、よく現場で問題になるのは加害者が学校の中にいる場合であります。部活の先輩だったりとか。そのような場合に、学校というのは、加害者も教育的な立場から支援が必要だとして、被害者の安全が守られないことがよくあります。例えば、妊娠が発生したときに、両方ともが性非行という扱いで、加害者も被害者も両方とも停学になるとか、そんなような扱いをされるというのは非常に問題だと思っております。ここに現場の人の判断によるバイアスが入ってしまいます。ですから、共通の見解としてどういう取組をしていくのかということ。過去の事例のケースワークから、何か指針を設けなければ、現場の学校レベルでは対応が難しいのではないかと思っております。御意見があればお願いします。なければこれから対応をお願いします。
- ○小西会長 文部科学省、いかがですか。
- ○文部科学省 今後の課題として認識したいと思いますし、性に関するそういった問題について、自治体によっては指針を定めているところもあると承知しておりますので、そういったところも参考していきたいと考えております。
- ○小西会長 ありがとうございました。

それでは、あと1つぐらいならできるかもしれませんけれども、特になければここで。 そうしたら、井田委員と木幡委員、お二人、少し短めにお願いできればと思います。よ ろしくお願いいたします。

○井田委員では、手短に質問させていただきます。

2点あるのですが、まず、文部科学省の御説明にあった官報情報検索ツールについて、 1つお教えいただきたいと思います。官報からExcelファイルを作成するとお伺いしました。 その過程で記録された情報に誤りが生じても困ると考えるのですが、少なくとも本人、あ るいはより広くは、おっしゃるところの採用希望者については、自分に関する登録が正しいかどうか、また、自分がそこに誤って登録されていないかどうかを確認できなければいけないのではないかとも考えられます。そういう可能性を認めることは検討されているのかどうかお教えいただけますでしょうか。

そして、内閣府のプレゼンについてなのですけれども、資料3の2ページ目に「ワンストップ支援センターの強化について」とあり、⑥に病院にセンターを設置することを積極的に進めるという趣旨の事が書かれています。確かに、とりわけ基幹病院のような大きな病院に行けば、必ずセンターがあるということになれば、それはとても理想的だと思うのですけれども、病院にセンターを設置するというのは、現在どの程度既に実現されているものかどうかお教えいただけますでしょうか。

以上です。

- ○小西会長 では、2点、まず文部科学省、お願いいたします。
- ○文部科学省 我々としては、官報に載っているものをきちんとトレースするということ を重視してチェックしていますので、先生の御指摘については、基本的には、まず官報公 告を掲載する免許管理者がきちんと載せるときに処理をするということだと思っています。 以上です。
- ○小西会長 ありがとうございます。 では、内閣府。
- ○難波男女間暴力対策課長 ワンストップ支援センターのうち、病院拠点型と言われるものですけれども、現在 9 府県となっております。

以上でございます。

- ○小西会長 ありがとうございました。 それでは、最後に木幡委員、どうぞ。
- ○木幡委員 ありがとうございます。

最近、ニュースなどでもわいせつ教員ですとか保育士のことをよく耳にするのですけれども、こんなに起きていたのかと正直啞然といたしております。日本は国連の児童の権利条約を批准している国でもありますし、子供を大事にしない国に未来はないのではないかと思っておりますので、声を上げられない子供の立場に立って早急に仕組み作りをするのが私たち大人の責任ではないかと考えております。

このように、個別の案件を積極的にテーマとして取り組んでいくのはもちろん大事なのですけれども、こういう報道が沢山なされているタイミングで、もっと国全体で子供を守るという明確なメッセージを出していくべきではないでしょうか。ムーブメントをつくるというか、あるいは虐待や性暴力、自殺など、生きづらさを感じている子供たちを生まない社会にする、守っていく社会にするというメッセージを国全体として出していってはどうかなと思います。これは意見でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

まず、文部科学省、何かありますか。特にはないですか。分かりました。 内閣府で何かありますか。良いですか。

では、御意見として伺うということで、心に留めておいて持って帰っていただければと 思います。

それでは、皆様、活発な御意見をありがとうございました。

各省庁の皆様はここで御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省退室)

○小西会長 このまま続けて次の議事に入りたいと思います。

皆様とずっとお話ししておりました、DV対策の今後の在り方の報告書の方です。前回、報告書案について皆様からいただいた御意見を私に御一任いただきましたので、事務局と調整の上、修正案を作成しております。

修正点について、まず、事務局から御説明いただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、初めに、前回、専門調査会において、会長御一任 とされましたことを踏まえ、委員の皆様から御意見をいただきました点などに関して、小 西会長と御相談をして修正をいたしました主な修正点について、資料1により簡潔に御説 明いたします。

まず、資料1の30ページですが、教育について、31ページのその他に含めるのではなく、「6 予防教育」として独立した項目立てを行いました。

次に31ページ、「(1)面会交流」の記載でございますけれども、家族法研究会に関する記述ではなく、面会交流の制度の説明、DVがある場合の面会交流の実施に関する現状の説明といたしました。

次に32ページ、「Ⅲ 今後の課題」に関する記述につきましては、全体的に指摘がある、 意見があるなどの書きぶりとなっていたところは、すべきであるといった書きぶりに修正 いたしました。

次に、「1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について」の部分でございますけれども、暴力が複合的に重なる形態が少なくないことを記載しまして、「ア 精神的暴力」のところは、精神的暴力は被害者の心理、行動に深刻な影響を与え、心身に不調を来たすもので、暴力による疾病として扱えるものと考えられるというようなところを、最初に記載するようにいたしました。

それから、38ページの「6 逃げられない/逃げないDV対応について」では、39ページからの「(2)逃げないDV」のところで、被害者が身の安全を確保するためにやむを得ず逃げる選択をしている場合もあるというようなことを追記いたしました。

同じく、39ページの「7 予防教育」のところは、項目を独立させるとともに、ユネスコがまとめている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」も参考にするなど、年齢や発達段階に応じた教育を進める視点も重要であるというようなことを追記いたしました。

40ページ目、「(2)面会交流」の部分は記載を簡略化するとともに、「(3)被害者

の多様な支援」の経済的支援のところでは、被害者支援を行っていく上では、他施策について、より専門的に行っている部署とも連携していくことが必要である旨、追記いたしました。

41ページ目、性的DV被害者への支援のところでは、緊急避妊薬が入手しづらいという説明を追記し、「(4)支援力の強化」の部分では、地域格差が生じないよう、配偶者暴力相談支援センターの支援能力等の向上も求められるという旨を追記いたしました。

簡単ですが、前回からの主な修正点は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今御説明いただきました案で報告書を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、報告書が取りまとまりましたので、私から一言発言させていただきます。

皆様、熱心で、かつ、専門的な議論をしていただきまして、本当に感謝しております。

この女性に対する暴力の専門調査会というのが最初にできた頃も私は関わっていたのですけれども、やはり男女共同参画の中で孤立した特殊な場所、だから専門調査会だったのかもしれませんけれども、そういうような位置付けが最初はあったと思います。

しかし、本当にここ1~2年で社会におけるジェンダーの問題として、女性に対する暴力は社会そのものの大きな問題であると、私たちが扱っている問題が考えられるようになってきたと思います。その中で、この報告書もDV政策の転換点にあるのだなというのが私の率直な気持ちです。ただ、駆け込み寺として逃がすというところから、女性や子供の権利を守るものとして、あるいは、社会全体の健康を増進するものとして政策も変わっていかなくてはいけないのだなというようなことを考えながら読みました。

今後もこの問題に関して御協力をお願いできれば嬉しく思います。

それでは、本日は、丸川大臣にも御出席いただいておりますので、先ほど取りまとめた 報告書をお渡しさせていただきたいと思います。

(小西会長から丸川男女共同参画担当大臣へ報告書を手交)

○小西会長 丸川大臣、本当にどうもありがとうございました。

それでは、丸川大臣から一言頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

皆様、ありがとうございます。本来でしたら起立しなければいけないところですが、画 角の関係上、着席して失礼いたします。

改めまして、男女共同参画担当大臣を今拝命しております丸川珠代でございます。

まず、委員の皆様におかれましては、女性に対する暴力の根絶に向けて、常日頃からそれぞれのお立場で御尽力いただいておりますことに心から御礼申し上げたいと思います。

そして、私自身もですけれども、女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識

でございます。決して許されるものではございません。

今年就任して1月過ぎてまいりましたけれども、就任して割と早い段階で、被害者支援 に当たられている皆様方よりお話をお伺いさせていただきました。改めて、絶対に許して はならないものだという思いを強くしたところでございます。

この専門調査会では、平成13年以降、DVや性犯罪・性暴力、また、若年層への暴力、セクシュアルハラスメントなど、様々にその時々の情勢に応じて報告書に取りまとめて問題提起をしていただきました。

今回は、「DV対策の今後の在り方」ということで、昨年2月から前回まで8回にわたって有識者や地方自治体、また、関係省庁からのヒアリングなどを通じて皆様に御議論いただきました。本日、報告書を取りまとめていただきまして、心から感謝を申し上げます。

この報告書には、通報対象となるDVの形態や保護命令の申立てが可能な被害者の範囲の拡大という非常に重要な論点をはじめ、加害者対策、児童虐待対応との連携、民間シェルターとの連携、そして、逃げられない/逃げないDV対策、予防教育など、非常に重要な論点に幅広く触れていただいておりまして、皆様からいただいた御意見を丁寧にまとめていただいていると認識しております。この御意見をしっかりと受け止めて、関係省庁にしっかりと連携を図り、それらが具体的な形として現場に落とし込まれていく、制度に落とし込まれていくという道筋をこれからもしっかり男女共同参画担当として支援をし、フォローしていきたいと思っているところでございます。

この報告書の取りまとめに当たりまして、熱心に御議論をいただきまして誠にありがと うございました。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長 丸川大臣、どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定等について事務局から連絡をお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 今後の予定に関しましては、おって担当から御連絡させていただきます。

また、これまで報告書の取りまとめに向け、貴重な御意見をいただきまして誠にありが とうございました。

〇小西会長 以上をもちまして、第114回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了 いたします。

ありがとうございました。